

こどもの権利

— 子どもの権利条約から見た子どもの人権 —

国際学部

齊藤 功高

はじめに

少年の犯罪が新聞紙上にぎわせている。

例えば、最近では佐賀市内に住む17歳の少年が西日本鉄道の高速バスを乗っ取り、人質の女性乗客3人を死傷させた事件がある。驚いたことに、少年の予告メモは、「13歳以下は何をしてもいいんだよ！15歳以下は初等少年院を1年で出れるんだよ。16以上は控えめに！起訴されちゃうからね」と書かれていたという。

他方、幼児虐待、児童虐待も多く報道されている。3歳の子に火をつけ虐待したとして母親とその交際相手が逮捕された事件、子どもの脚を何度も踏みつけ骨折させて傷害罪で元養父が逮捕された事件など数多く報道されている。

これらは氷山の一角であるが、少年犯罪、子どもの虐待だけをとっていても日本社会で子どもの置かれている状況は非常に不安定で危ない。

では、問題の所在はどこにあるかといえば、「子ども」をどのように捉えて、それに沿った適切な施策がなされているかである。法的に言えば、「子ども」を保護する対象としてだけ見るのではなく、「子ども」を発達可能な者として捉え、権利を享有し、行使する主体として把握していくこと、すなわち、子どもを独立した人格としてその尊厳を尊重し、子どもの権利を確保していくことが、日本の国内法全般の基調として確立されているかどうかである。その点に立って、以下、少年犯罪と子どもの虐待に論を絞って、子どもの権利条約との関係から見ていくことにする。

1. 「子どもの権利条約」とは

(1) 「子どもの権利条約」はどのような経緯で出来たのか。

第1次・第2次大戦を通して、戦争の犠牲者になったのが社会的弱者である子どもだった。戦後も、先進国・発展途上国を問わず、子どもをとりまく環境は深刻の度を増している。例えば、発展途上国では、毎年約1,300万人の子どもが5歳になるまでに死亡し、約1億5,000万人の子どもが絶対的貧困の下で生活している。また、貧困のため死んでいく子ども、3,000万人以上ともいわれるストリートチルドレン、劣悪な条件の下で働かされる子ども、20万人いるとされる少年兵、他方、先進国では、親による虐待、ホームレス、教育の荒廃、麻薬、性的搾取、少年犯罪、など例を挙げればきりのないほど、子どもを取り巻く環境は人類史上最悪と断言してもいいほど劣悪であ

る。このような事態に対処すべく、国際社会は「子どもの権利条約」を作った。この条約は、1989年第44回国連総会の席上、全会一致で採択された。これにより、子どもを取り巻く危機的な状況に対して、より強い拘束力を持つ条約が制定されたのである。

同条約は、早くも1990年9月に発効し、1999年現在、米国とソマリアを除く191カ国が批准している。

(2) 「子どもの権利条約」の特徴とは何か。

(a) 「子どもの権利条約」それとも「児童の権利条約」？

政府の公式訳によると「児童の権利条約」となっている。政府は、その理由として次のことを挙げている。①法律用語として「子ども」が使われる例はあまりなく、この条約の前身となった宣言が「児童の権利宣言」としてすでに知られている。②条約の「child」が満18歳未満の者を指していて、これがちょうど児童福祉法の「児童」の定義に当たる。さらに、③「子ども」とすると、親に対しての子どもの権利を意味することにもなり、児童を中心に国と親の権利関係を規定した条例の内容にそぐわない、と言う見方もある。

それに対して、「子どもの権利条約」という訳語を使う立場は次のような主張である。

①「児童」という用語では、日本社会に伝統的に存在している、保護の客体としての子ども観を基礎にしていると誤解されるおそれがある。②子どもを権利主体として捉える考え方を反映した判決、たとえば、学力テスト旭川事件最高裁判決（1976年）でも「子ども」という用語が使用されている。③この条約は、大人—子ども、親—子という関係の中での子どもの権利保障を考えているので、このことを正確に表現するには、「児童」よりも「子ども」の用語が適切である。④現行日本法制では、「児童」という用語の年齢の定め方が不統一である。たとえば、児童福祉法では18歳未満、母子及び寡婦福祉法では20歳未満、学校教育法では小学生を指している。⑤国際社会における子どもの権利の包括的かつ現実的保障を目指した基準の確立に伴い、国内関連法規を統一的に構築していくことが求められるとき、それを総称する用語として「子ども」が必要となる。⑥さらに、「子供」という用語では、従来の日本社会における親に供する子ということになり、子どもを権利の客体ととらえるイメージを受ける。

「児童」か「子ども」という問題は単に訳語の問題に留まるのではなく、子どもをどう捉えるかという本質論を含んでいると思われる。したがって、この小論では「子ども」という用語を使用することにする。

(b) 子どもの権利条約の特徴

子どもの権利条約の特徴としてここでは次の2点を挙げておきたい。

①これまで保護の対象と見なしてきた子どもを権利享有の主体、権利行使の主体として把握し、その権利を保障していること。その例として、12条の意見表明権が挙げられる。この権利は最善の利益を確保する際の手続き的権利としての意義を有している。

②子どもの人権を保障する第一義的責任は親にあることを明確にしており、また、同時に国は親が養育責任を果たすことができるように積極的に援助すべきだとしている。

(c) 子どもの権利条約の主な条文とは

少年司法と子どもの虐待との関連で条文を若干検討する。

①1条には子どもの定義が述べられている。すなわち、本条約によると、「子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。」と定義されている。この点、民法3条に満20歳をもって成年とする

とあることから、満20歳までを少年とする少年法の場合、満18歳までは、少年法と同条約の両方の適用を受け、満18歳から満20歳までは少年法のみが適用されることになる。

②3条では子どもの最善の利益について述べられている。1項では、子どもの最善の利益が公私の社会福祉施設、裁判所、行政または立法機関で行われる子どもに関するすべての措置について主として考慮されることが述べられ、ついで2項では、国は子どもの福祉に必要な保護や養護を確保するために必要な立法上行政上の措置をとることになっている。これは、児童福祉法2条に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定されていることから、本条の趣旨はすでに国内法上規定されていると見られる。

③5条には、国は父母の子どもに対する指示・指導権を尊重すべきことが義務づけられている。しかし、それらの指示・指導は、(ア) 児童が本条約上の権利を行使する際に、(イ) 児童の発達しつつある能力に適合する方法で与えられた、(ウ) 適当なもの、という条件を満たす場合に限られる。

④12条には、子どもの意見表明権が規定されている。自己の意見をまとめる能力のある子どもは自己に影響を及ぼすすべての事柄について自由に意見を表明する権利がある。その場合、子どもの意見は、その年齢・成熟度に応じて考慮され、そして、司法・行政手続きにおいて、子どもに聴聞する機会が与えられることになっている。

では、日本では子どもに意見表明権が与えられる年齢は何歳と考えられるか。家庭裁判所では満15歳以上の子の陳述を聴取することが義務づけられているので、少なくとも「満15歳以上の子ども」は一応、「自己の意見を形成する能力のある児童」と見なされる。

以上、若干の条文を見てきたが、子どもの権利条約は、子どもの権利行使の保障(12条)が中心で、その上に立って、親の指導権が尊重され(5条)、父母の養育責任に対して国が援助する(18条)という構成になっている。

2. 子どもの権利条約と子どもの虐待

(1) 子どもの権利条約の関連条文

子どもの虐待についての関連条文を以下の2つ挙げておく。

①子どもの権利条約9条には、国は子どもが父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保することが規定されている。ただし、父母からの分離が子どもの最善の利益のために必要であると権限ある当局が決定した場合は分離できることになっている。とりわけ、父母が子どもを虐待したり放置したりするような特定の場合には決定できる。

日本では、民法818条1項に「成年に達しない子は、父母の親権に服する」とあり、原則的には子どもは親の親権に服することになっているが、親がその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他親に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合(児童福祉法28条)には、家庭裁判所の承認を得て、子どもを里親あるいは保護受託者に託し、または、児童福祉施設に入所させる(同法27条1項3号)措置をとることができる。ただし、その場合、親(同規則19条1項)や15歳以上の子ども(同2項)の陳述を聴かなければならない。

②19条には、親からのあらゆる形態の身体的・精神的暴力、傷害、虐待、放置、怠慢な扱いなどから子どもを保護するために、国はすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上の措置をとることが規定されている。民法822条に、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、または、家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」と規定されている

が、親権を濫用して虐待等を行った場合には親権が喪失される旨の規定もある（民法845条）。

2000年5月に制定された「児童虐待の防止に関する法律」は、子どもの権利条約の定める締約国義務の具体化の第一歩と評価される。

(2) 子ども虐待の実態はどのようなものか

各種のデータから実態を浮き彫りにしていきたい。

①1999年度、全国174か所の児童相談所に寄せられた児童虐待相談処理件数は、11,631件で前年度より、4,699件増加した。調査を始めた1990年の10倍を越えた。中でも1996年度以降の増加は著しい。

虐待を受けた子どもの年齢は、自分で訴えにくい0歳から就学前の子どもが約50%を占め、前年度より数・割合とも増加している。

②虐待をしている者を見ると、実母が全体の5割を越えている。次に多いのは実父なので、結局実父母による虐待が圧倒的に多い。実母の虐待が増加している理由の1つに核家族化を背景にした母親の孤立や不安を挙げることができる。

主たる虐待者である実父母の心身状況を見ると、自分の行為を虐待と認識しない、または認めない者が約65%に上っている。

③警察の少年相談における児童虐待の相談件数を見ると、1998年は413件であったが、1999年には924件になっている。1994年が121件なので、5年間で実に9倍弱に増加している。

④1999年の児童虐待事件の検挙状況は、検挙件数120件、検挙人数130人、被害少年数124人（死亡者45人）となっている。しかし、2000年上半期はすでに、検挙件数94件、検挙人数103人、被害少年数94人（死亡者20人）となっており、前年度から比べ50%以上も増加している。

(3) 子どもの虐待と親権の事例

親権者の強引な引き取り要求に児童相談所が苦慮している事例を1つ紹介する。

離婚を前提に父親とは別居中の外国人の母親と0歳の子どもという母子家庭に関して、市の保健センターの保健婦から「養育不安と生活の建て直しを図るために子どもを保護して欲しい」という通告が児童相談所に入った。

児童相談所は、この通告を受理して、母親の同意も取り付けて、子どもを保護し、乳児院に措置入所させた。しかし、この母親は、5日後、子どもを手放したことでパニック状態になり、乳児院から強引に自宅へ子どもを連れ戻した。

1週間後、児童福祉司が家庭訪問指導に訪れると、目の前で母親は、泣きやまない子どもにパニックとなり、シェイク（むち打ち症が起きるような仕方）で、乳児を両手でつかみ揺する。頭がい内損傷が起き、死亡することもある。）し始めたため、説得して別の乳児院に再措置した。

その後、母親は面会に訪れた時、子どもを突然放り投げようとしたり、3千万円でこの子を買って欲しいと要求したり、異常な言動が目立ちはじめた。

1か月半後、児童相談所は職種で緊急一時保護に切り替え、子どもを別の乳児院に保護委託した。母親には、虐待の防止と子どもの心身の安全確保の観点から、乳児院の名前や住所は知らせなかった。

ところが、母親は、執拗に施設名と住所を開示するよう求め、児童相談所に押しかけて、引き取り要求を繰り返した。

最終的に、児童相談所は、保護者が同意しない場合の申し立てを家裁に起こし、家裁の承認を経て、やっと施設入所措置を実施した。母親は、家裁の審判決定が出た後、帰国した。

このように、親権者の強引な引き取りによって子どもを保護することが困難になるケースは後を絶たない。

(4) 「児童虐待の防止に関する法律」の制定と子どもの虐待

そこで、親が障害となって子どもの虐待に素早い手を打てない現状を変えるために、今回「児童虐待の防止に関する法律」が制定された。

本法の最大の特徴は、児童虐待を受けた児童の保護にある。すなわち、子どもの調査や保護に当たる児童相談所の権限・機能を大幅に強化したことである。

従来は、虐待から子どもを救い出すためには、児童相談所が「立ち入り調査」や「一時保護」といった手段をとるのが一般的であった。しかし、民法で定められた親権が強く主張された場合は、強制力のない児童相談所は動けないことが多かった。

また、これまでの立入調査権の行使は、虐待の事実が明らかであっても保護者が児童の施設入所に反対している場合に限られていた。しかし、本法では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童相談所職員の立入調査が認められ、必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができるようになった。

また、児童相談所の所長や福祉施設の長は、保護した児童に対する保護者の面会や通信を一定期間にわたり制限できるようになった。これは子どもが無理やり連れ戻される事態を防ぐための措置であり、親権の事実上の一時停止といってよい。

このような規定は、行政はなるべく家庭内の問題に介入しないという従来の姿勢が結果的に児童虐待の広がりやを許してきたという反省からとり入れられたものといえる。

3. 子どもの権利条約と少年法

(1) 子どもの権利条約の関連条文

子どもの権利条約の中から特に次の2つを挙げておきたい。

①子どもの権利条約37条に、拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱いが述べられている。これに関連して、少年法では、勾留は原則禁止であり、身柄を拘束する必要がある場合は、「勾留に代わる監護措置」を原則としている。

また、原則として成人とは分離されること、弁護士や援助者と速やかに接触し、裁判所などで自由の剥奪の合法性を争い、これについての決定を速やかに受ける権利を持っている。

②少年司法(40条)については、適正手続きの保障が規定されている。すなわち、罪を犯した子ども及び犯したと疑われる子どもは成年犯罪者とは異なる方法で取り扱うべきであり、その具体的保障事項として、無罪の推定、援助者の立ち会い、黙秘権・証人尋問権・反対尋問権、再審理請求権等が認められている。

(2) 少年犯罪の実態はどのようなものか

①平成11年度犯罪白書によると、昭和59年以降は10歳代少年人口の減少傾向で、少年刑法犯は人口比、検挙人員ともに減少傾向を示してきたが、平成8年以降は人口比、検挙人員とも増加傾向に転じている。また、成人検挙数と少年検挙数を比べると、後者は平成9年以降50%を越えている。年齢層別動向を見ると、年少少年は、昭和58年をピークとして、以降低下傾向にあったが、平成8年から上昇に転じ、平成10年には22.0%となっており、他の年齢層(中間少年、年長少年)と比較して、最も高い数値を示している。ちなみに、平成10年刑法犯少年の年齢別検挙状況は14

歳18.6%、15歳23.4%、16歳23.8%、17歳15.6%、18歳11.1%、19歳7.5%となっている。

②平成12年度警察白書によると以下のようにになっている。平成11年は、刑法犯少年（14歳以上20歳未満の犯罪行為をした者）の検挙人数は、前年より10%減少の14万1721人で、4年ぶりに減少した。刑法犯総検挙人数に占める少年の割合は、44.9%（前年比3.6ポイント減）、刑法犯少年の人口比は15.6%（同1.3ポイント減）とそれぞれ減少した。しかし、凶悪犯で検挙した刑法犯少年は2237人（前年比1.8%増）で3年連続2000人（平成9年2263人、平成10年2197人）を越えている。罪種別に見ると、強盗（前年比4.7%増）、放火（1.1%増）が増加し、殺人（4.3%減）、強姦（6.4%減）が減少した。

③平成10年犯罪白書によると、少年保護事件の家庭裁判所終局処理人員の構成比は以下のようにになっている。まず、更正可能と判断されて少年審判にかけられない、いわゆる審判不開始は75.2%、不処分10.6%、保護観察10.3%、少年院送致3.1%、検察官送致（年齢超過）0.3%、検察官送致（刑事処分相当）0.2%、児童自立支援施設0.2%、児童擁護施設送致0.2%、知事・児童相談所長送致0.1%となっている。

(3) 少年法改正と子どもの権利

1949年の少年法施行から半世紀ぶりに少年法が大きく変わる。どこが変わり、どのような問題点が指摘されているか、代表的な問題を取り上げ、賛成派、反対派双方の見解を見ていく。

①少年法改正論議のきっかけ

少年法改正のきっかけの1つとなったのは1993年山形・明倫中事件（山形マット事件）である。この事件は、山形県新庄市立明倫中学校校体育館用具室の巻かれたマットの中で1年生の児玉有平君（当時13歳）が逆立ちの姿勢で窒息死し、当時12歳から14歳までの同中生徒7人が傷害致死容疑で逮捕・補導されたものである。逮捕・補導された7人のうち、12歳の少年を除く6人が山形家裁へ送られたが、家裁では、結局3人が無罪にあたる不処分、3人が有罪にあたる非行事実の認定を受けた。非行事実の認定を受けた3人は仙台高裁に控訴して非行事実の否認を争ったが、高裁は非行事実を認定するとともに、すでに不処分となった3人のアリバイを否定して事実上非行事実を認めた。

この事件で問題になったのは事実認定を巡り山形家裁と仙台高裁が食い違う判断をしたことであつた。このことにより、少年審判に対する不信感が国民の間に広がった。

また、被害者の側から少年審判は非公開で中身を知ることができない上に、裁判所によって認定が食い違うのはどういうことかという批判が起こった。

②少年法改正内容

改正内容について、とりわけ次の点を取り上げる。

まず、今回の改正は少年法の厳罰化が指向されていると言われている。これは刑事罰対象年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられたこと、重大犯罪の場合、現行は裁判官の裁量によっていたものが、原則検察官へ送致されることになったこと、仮釈放までの期間を延長したことによる。

もう一つの特徴として、被害者への配慮が盛り込まれたことがある。これまで少年審判が非公開であったことにより、犯罪少年がどのような動機で犯罪を行い、そのことをどのように思っているのかが被害者には何い知れないものであつた。そのことが被害者に釈然としない気持ちを抱かせることになり、また、山形マット事件のように、事実認定がはたして正しいのかという疑念を抱かせる原因ともなった。そこで、少年事件の被害者・遺族らに少年審判での意見陳述を認め

たり、事件記録の閲覧・コピーなどを認めることによって、被害者が事件の事実を正しく認識できるよう配慮をしている。

その他、重大事件への検察官の関与と弁護士が付添人、裁判官の合議制、和やかに内省を促す審判なども決まった。

③少年法改正反対の見解

少年法改正の反対については、さまざまな専門家によって、少年法改正問題が出てきた時から多くの書物、論文が発表されている。それらを要約すると次のような論点が指摘される。

まず、「厳罰主義」への転換は、少年法の本来の精神である「保護育成主義」に反する。保護主義は子どもの成長発達する権利を保障するものであり、非行少年であろうとその成長過程で受けた人権侵害を保護し、適切な処置をする必要があるというものである。

具体的には、年少少年の家裁の終局処理件数が減少しているので14歳および15歳の少年に対する保護処分がおおむね良好に機能しているし、少年院などの現場からも現在の非行少年に対する処遇が一定の成果を上げているとの報告もあるとしている。

また、厳罰化をすでに実行しているアメリカで、10代の凶悪犯罪者のうち約3分の2が出所後1年以内に再逮捕されており、厳罰化による犯罪抑止効果は疑問であるとする。

逆送年齢を引き下げるとは、「犯罪学校」の再現に至り、犯罪傾向を著しく促進する可能性が大きい。

子どもの権利条約の日本政府による報告書の審査でも、日本政府が刑罰適用年齢の引き下げのような懲罰的アプローチを検討していることに対して、委員から懸念が表明された。

いじめや受験戦争、体罰など、少年を取り巻く問題を解決することなく、罰を厳しくしても、少年犯罪の解決にはつながらない。むしろ、加害者の少年が、被害者や遺族と直接向き合って話をするなど、心から反省させる場を設けるべきである。

検察官の関与について、一見、フェアに見えるが、自分が何をしたかも理解できない少年を成人と同じ法廷に乗せても、真相は明らかにならない。少年が心を開いて話せるよう、現行制度の充実を図るべきである。

検察官の関与や裁判官の合議制については、非行事実の認定とそれに対する処分という犯罪追求型の審判になり、かえって子どもを萎縮させ、少年の成長発達権が軽視されることになる。

④少年法改正賛成の見解

次に、少年法改正賛成の見解を紹介しておく。

まず、少年法改正は事実認定の適正化と被害者保護をどのように図っていくか、という2つの観点から少年法改正が必要であった。

現行少年法は、戦後まもなく占領軍の主導で制定されたものであり、少年の保護育成という面で理想主義に走りすぎ、少年犯罪から社会を守るといった観点が決定的に欠けていたので、今回の改正案にある刑罰対象年齢の引き下げや検察官の関与は、社会防衛や被害者の視点と、少年の保護という要請の間で、バランスをとったものである。

14歳以上を刑罰適用年齢にしたのは、凶悪化が低年齢化したことを受けた措置で、中学生でも凶悪犯罪には刑罰で臨むという社会のメッセージである。

山形マツト事件の経験から、現行の少年法では少年が否認に転じた場合、事実認定がやりづらくなるなど、構造的欠陥があるとして、単独でなく複数の裁判官が審理し、検察官が出席する対審制が必要である。

厳罰化という言葉が独り歩きしているが、これまでは罰がなかったという方が正しい。傷害致死事件でも保護処分どまりである。一番大事なのは、裁判で事実認定をきちんとやることである。少年も必ず刑事裁判にかけ、罪状を明確にした上で、更正の手だてを講じるべきである。

軽微な犯罪と重大な犯罪とを区別して対処することが必要で、少なくとも死亡事件については、民主的な裁判機能を導入して、より正しい事実認定をすることが必要である。1998年1月から11月末まで、殺人や傷害致死などで人を死亡させた犯罪で摘発された少年は257名で、1997年10月1日現在で、14歳から19歳までの人口は約951万5千人（総務庁統計）なので、裁判機能を導入して欲しいと思っている少年は少年全体の0.0027%である。

(4) 少年法改正についての若干のコメント

①まず、少年法改正に反対する者には専門家が多く、賛成する者には、被害者のみならず、一般国民が多いことがわかる。このことは何を意味しているのか。まず、考えられることは、国民感情として現状の少年法に矛盾を感じていることである。とりわけ、被害者側の主張が我々の耳に届くようになってきたことが挙げられる。そのことにより、被害者保護が十分ではないこと、そして、被害者や被害者遺族が受けたダメージと加害者の少年が受ける罰とのバランスが食い違うか、矛盾していることを敏感に感じ取っているのである。

②では、専門家の反対の根拠はどこにあるのであろうか。審判制度を一般国民より熟知していることにより、一種の危惧の念を抱いていることが分かる。それは、裁判官が3人になると、審判の和やかな雰囲気が壊れ、少年から本音が引き出せなくなるのではないかと、また、検察官関与となると、犯罪の追求に重きが置かれ、少年の保護育成という精神が失われるのではないかと、という論調に端的に現れているように思う。

③しかし、反対派も現状の少年審判のあり方はベストだとは思っていない。現に、改正少年法に被害者保護を導入したことは評価している。少年法の理念は「健全育成」であり、今回の改正でもそれは変わっていないが、現行法では被害者が排除されている構造になっておりその両方をどのように調整するか、これが今回問われた点である。

今後は、さらに「健全育成」の精神で、少年の更生と被害者への配慮について、すなわち、被害者への配慮と加害少年の人権とのかかわりについての本格的な論議が必要となる。改正賛成派・反対派とも、今回の改正で犯罪の抑止の一部にはなるかもしれないが、少年犯罪がなくなるとは思っていない。むしろ、少年に対して福祉、教育といった総合的な取り組みが、家庭、学校、社会の中でできるかどうかを重要であると考えている。その意味で、アメリカで最近導入されている厳罰主義と再生・教育プログラムをミックスさせた新しい少年犯罪対策などは考慮に値するであろう。

④子どもの権利条約との関わりも忘れてはならない。例えば、刑事罰対象年齢を14歳に引き下げるのは子どもが意見表明できる年齢との関係で妥当なのか。刑法上14歳未満には刑事罰を科さないで、その関係から改正少年法では、14歳以上を刑事罰の対象としているが、子どもの権利条約で規定された意見表明できる年齢が自己の意見を述べる能力が備わっている年齢だとすると、意見表明できる年齢をもって、刑事罰対象年齢とすることも合理的根拠があるのではないかと。世界の国では、意見表明できる年齢は何歳なのか、日本では何歳と見なしているのか、その検討が必要である。

子どもの意見を述べる年齢を15歳にしている家庭裁判所の基準に従うのであれば、15歳以上に刑事罰を科すことが合理的であろうし、また、14歳を刑事罰適用年齢とするならば、少年法以外

の他の法律もその基準で考えていかなければならないであろう。

おわりに

「児童虐待の防止に関する法律」が制定されたことは、子どもの権利条約の精神である「子どもの最善の利益」を考慮した制度づくりの具体的第一歩として捉えられる。

また、少年法が約半世紀ぶりに改正となるため、半世紀という時代の経過が提起するさまざまな問題が今少年法改正論議という形で出てきている。未来を担う子どもに突きつけられた課題は大きく、それがそのまま、我々大人に対する課題となっている。

しかし、子どもの権利条約にあるように、権利を享有し、行使する主体として積極的に子どもを捉え、発達可能な者として保護すべきところは保護し、時代を担う者としての責任の上から厳しくするところは厳しくしていくという姿勢が社会全体、とりわけ大人社会に必要なになっている。

子どもの権利条約の視座を国内法に積極的に取り入れていくならば、子どもを取り巻く環境は今よりも格段に進歩していくことは間違いない。

<参考文献>

- ① 団道重光・村井敏邦・斉藤豊治編『ちょっと待って少年法「改正」』日本評論社
- ② 波多野里望『児童の権利条約』有斐閣
- ③ 特集少年法改正 『ジュリスト』 No.1152 (1999年3月15日)
- ④ 特集少年法「改正」論に疑義あり 『法と民主主義』No.334 (1998年12月)
- ⑤ 特集児童虐待の実態と法的対応『ジュリスト』No.1188 (2000年11月1日)
- ⑥ 『平成11年度版青少年白書』
- ⑦ 『平成12年版警察白書』
- ⑧ 『平成11年版犯罪白書』
- ⑨ 『月刊世論調査』
- ⑩ 永井憲一・寺脇隆夫編『解説子どもの権利条約』日本評論社
- ⑪ 「少年法改正に反対する声の大きな矛盾点」草案
<http://www4.justnet.ne.jp/~takatora/Muzyun/souan.htm>
- ⑫ 少年法を考える (5)
<http://www.sankei.co.jp/databox/paper/9707/html/0726side05.html>
- ⑬ 近年の少年犯罪傾向
<http://faculty.web.waseda.ac.jp/nissie/rep-2000/06-17.html>
- ⑭ 児童虐待防止法成立～待ちわびていた現場～
http://mbs-news/now/2000may/0519_1.htm
- ⑮ 不十分な新法条文
<http://www.saitama-np.co.jp/main/tokusyuu/gyakutai/gyakutai3b2-8.htm>
- ⑯ 社説「児童虐待防止法「親権」は振りかざせない」熊本日々新聞 平成12年5月20日